

(平成22年3月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（34万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月 1 日から 60 年 10 月 1 日まで
申立期間について、標準報酬月額の記録が24万円となっているが、所持している給与支給票の保険料控除額と合わないことがわかったので正しい記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人は、昭和 59 年 10 月 1 日に標準報酬月額の定時決定を受け、申立期間の標準報酬月額は、前月の 32 万円から 24 万円に下げられている。また、A基金によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は 24 万円と記録されており、オンライン記録と一致している。

しかし、A基金は、平成 15 年に老齢厚生年金の給付の代行部分の支給事務を政府に返上（以下、「代行返上」という。）する際に、同基金では 34 万円と記録されていた申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、社会保険事務所（当時）の記録である 24 万円に合わせて記録訂正を行ったとしている。社会保険事務所の記録と厚生年金基金の記録に相違があった場合には、代行返上が認められないことから、記録の一致を図るべきところ、同基金は、基金の記録が正しいことを示す資料が無かったため、代行返上するには、社会保険事務所の記録に合わせるほかなく、やむを得ない対応であったとしており、同基金が提出した代行返上前の記録である加入者台帳を見ると、昭和 59 年 10 月 1 日に申立人に係る標準報酬月額の定時決定を 34 万円で行った記録が確認できる。

また、申立人が提出した給与支給票から、申立期間について、標準報酬月額 34 万円に相当する厚生年金保険料が控除されていることも確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬

月額、申立人が主張する標準報酬月額（34 万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を 34 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和22年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月30日から同年7月1日まで
A社には昭和20年5月に入社してから社員として継続して勤務をしており、途中で記録が抜けているのは心外です。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

辞令、在職証明書及び事業所の人事担当者の証言から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し(同社B事業所から同社C事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、辞令により、申立人の異動日は昭和21年11月1日であることが確認できるが、A社C事業所は22年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日まで同社B事業所において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和22年5月の記録から、500円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失日を昭和22年6月30日と誤って届け出たことを認めていることから、事業主が同日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年6月の保険料につい

て納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 10 月 1 日から 13 年 5 月 21 日まで
ねんきん定期便が届き、社会保険事務所に照会したところ、標準報酬月額が引き下げられている可能性があるとの話をされた。当時の給与月額は60万円くらいであり、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円とされているのはおかしい。正しい標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成11年10月から13年4月まで59万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった13年5月21日以降の同年5月28日付けで、申立人を含む4人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人については、11年10月から13年4月までの標準報酬月額が59万円から9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の登記簿謄本により、役員でなかったことが確認できる上、元同僚から、「申立人は、現場での工事の打ち合わせ業務を行っており、社会保険事務等には一切携わっていなかった。」との証言が得られていることから、当該^{そきゅう}遡及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該^{そきゅう}遡及訂正処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年6月30日から同年7月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を52年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年6月30日から同年7月1日まで
② 平成元年8月6日から同年9月1日まで

私は、A社に昭和45年2月1日から52年6月30日まで、また、B社には53年10月1日から平成元年8月5日まで継続勤務したが、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。申立期間に係る両社の給与明細書を提出するので、この期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出された給与明細書及び事業主の回答により、申立人がA社に昭和52年6月30日まで継続勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和52年6月分給与明細書の報酬月額から13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元経理担当者は「昭和52年6月分給与から厚生年金保険料を控除し、社会保険事務所（当時）に納付した。」としているが、これを確認できる資料は無い上、事業主が資格喪失日を昭和52年7月1日と届けたにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と記録するとは考え難いことから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の52年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納

入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、申立人から提出されたB社の給与明細書から、申立期間の厚生年金保険料を控除されていることが認められる。

しかしながら、雇用保険の加入記録では、同社の離職日は平成元年8月5日となっており、厚生年金保険のオンライン記録と符合している。

また、申立人は、B社に平成元年8月5日まで勤務したと述べており、同年8月6日以降の勤務実態は認められない。

さらに、B社は既に解散し、厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、当時の状況を確認することができない。

加えて、厚生年金保険法では、第19条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第14条においては、「資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日」とされていることから、申立人の主張する平成元年8月は、厚生年金保険法における被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から48年6月までの期間及び55年8月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月から48年6月まで
② 昭和55年8月から58年3月まで

申立期間当時は母親が家計を管理しており、国民年金の保険料についても、両親と私の分を近所の集金人等に納付していたように覚えているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとするその母親は病気のため当時の状況を聴取することができず、申立人自身は国民年金の手続に直接関与していないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和60年7月に払い出されており、この時点で申立期間は全て時効により納付できない期間であるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から63年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から63年10月まで

申立期間当時は父親が経営する会社で働いており、国民年金保険料は、銀行員が毎月集金に来ていたので現金で納めていた。申立期間が未加入とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から聴取しても、国民年金の加入手続を行った場所を記憶していない上、納付したとする保険料の額についても、「毎月13,500円くらいであった。」と証言しているが、申立期間当時の保険料は月額約6,700円から7,700円であるなど、当時の記憶は曖昧と見受けられる。

また、申立人は、平成6年10月20日に初めて国民年金の加入手続を行ったことが市役所の電算記録から確認でき、申立期間はすべて時効により納付できない期間であるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年5月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月から3年3月まで

私は当時学生であったが、私の両親は、私が20歳になった時、市の出張所で加入手続を行い、保険料を納めていたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その両親が平成2年5月に申立人に係る国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人が所持している年金手帳、オンライン記録及び市町村の国民年金被保険者名簿共に、申立人の資格取得日は3年4月1日となっている。

また、オンライン記録において、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の記録を見ると、100名以上の被保険者が生年月日順に資格取得していることが確認できることから、平成3年4月1日から学生が強制加入になったことに伴い、市役所が職権適用を行ったことが推認でき、この場合、申立期間は未加入期間となることから、さかのぼって納付することはできなかったと考えられる。

さらに、仮に申立人が申立期間において加入手続を行っていたとすれば、学生であった申立人は任意加入となるべきところ、上記のいずれの記録においても強制加入となっている。

その上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえず、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 739 (事案 129 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月から 36 年 12 月まで
高校卒業後、A市にあるB社という会社で働いていたが、その期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。同時期に同じ会社で厚生年金保険に加入していた人がいるそうなので、自分も加入していると思う。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人から聴取しても、申立期間における保険料控除の有無及び健康保険証の所持等について記憶していない上、B社の事業主は既に死去しており、同僚の連絡先も把握できないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 23 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は当委員会の決定に納得がいかないと主張しているが、再申立てにあたり新たな資料は提出しておらず、申立人から再聴取しても、委員会の判断を変更すべき新たな事情は見受けられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 740

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年11月1日まで

私は、昭和17年3月にA社に入社し、事務の見習いとして21年3月まで勤務した。最初はB事業所に入社し、途中上司とともにC事業所へ転勤したので、申立期間は、C事業所で勤務していたと思う。20年11月1日から厚生年金保険に加入したことになるが、申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を記憶している上司については、A社C事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和19年10月1日に被保険者資格を取得していることが確認できるが、連絡先が不明のため、申立人の勤務についての証言を得ることはできなかった。

また、申立人は、同じ職種の女性の同僚はいなかったとしており、申立人の勤務実態についての証言を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所は、「申立期間当時のことがわかる資料が存在しない。」としており、申立人に係る厚生年金保険の加入、保険料控除については不明と回答している。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳により、当該事業所において昭和20年11月1日に資格取得し、21年4月1日に資格喪失したことが確認でき、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。